

米子市監査委員告示第5号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月12日

米子市監査委員 野 坂 正 史

米子市監査委員 植 田 昭

米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

（1）障がい者支援課

（2）会計課

3 監査対象の概要

（1）障がい者支援課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき策定する障害者基本計画に関すること。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。ウ及びエにおいて「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき定める障害福祉計画に関すること。

ウ 障害者総合支援法で定めるところによる自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）で定めるところにより市が処理することとされた事項を含む。）。

エ 障害者総合支援法の規定に基づく指定特定相談支援事業者及び指定障

害児相談支援事業者の指定等に関すること。

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき定める障害児福祉計画に関すること。

カ 障がい者福祉サービスの総合調整及び連絡に関すること。

キ 身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関すること。

ク 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。

ケ 障害児福祉手当、特別障害者手当及び特別児童扶養手当に関すること。

コ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の規定に基づく事務に関すること。

サ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づく事務に関すること。

シ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）で定めるところによる障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関すること。

ス 戦傷病者の援護に関すること。

セ 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）の規定に基づく事務に関すること。

ソ 戦没者遺族の援護に関すること。

タ 心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズに関すること。

また、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年1月末日現在）は、別表1のとおりであった。

（2）会計課の課及び担当の配置は別図2のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 会計管理者の権限に属する事務

（ア）現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。

（イ）小切手の振出しに関すること。

（ウ）有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。

（エ）物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。

（オ）現金及び財産の記録管理に関すること。

（カ）支出負担行為に関する確認に関すること。

(キ) 決算の調製に関すること。

(ク) 指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の検査に関すること。

(ケ) (ア) から (ク) までに掲げるもののほか、会計管理者の権限に属する会計事務に関すること。

イ 市長の権限に属する事務

(ア) 米子市会計規則（平成 17 年米子市規則第 44 号）第 62 条第 3 号に規定する経費に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。

(イ) 地方自治法第 243 条の 2 の 8 に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。

(ウ) 一時借入金に関すること。

(エ) 指定金融機関等に関すること。

また、令和 6 年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和 7 年 1 月末日現在）は、別表 2 のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和 7 年 3 月 26 日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂 正史・植田 昭・中田 利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所述べておりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 障がい者支援課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、納入期限を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

c 県支出金においては、調定をしていないものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 財産運用収入においては、賃貸借料の額の算定を誤っているものがあつたので、土地賃貸借契約書及び米子市道路の占用に関する条例（平成17年米子市条例第136号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

e 諸収入においては、調定日を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 委託料に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

a 実施計画書の提出がないものがあつたので、米子市障がい者相談支援事業委託契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 毎月の実施状況報告書の提出がないものがあつたので、米子市障がい者相談支援事業実施要綱の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 支払を遅延しているものがあつたので、障害支援区分認定調査委託契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ク) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、次の不適切な処理があつた。

a 支出負担行為決議書において、支出負担行為日を誤っているもの

があったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成１７年米子市規則第４５号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- b 補助金の交付決定が遅延しているものがあったので、米子市行政手続条例（平成１７年米子市条例第２５号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(サ) 扶助費に関する支出事務については、給付券の公費負担額が誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務については、建坪が記載されていないものがあったので、米子市公有財産規則（平成１７年米子市規則第４２号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、適正に処理されていた。

(２) 会計課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 収入に関する事務については、適正に処理されていた。

(ウ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 会計伝票の審査に関する事務については、次の不適切な処理があった。

- a 支出負担行為兼支出命令書に正当決裁者（会計課長）の決裁のないものがあったので、米子市会計規則及び米子市会計事務決裁規程（平成１７年米子市訓令第３号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- b 支出負担行為兼支出命令書に会計管理者の事前協議がないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(キ) 基金の管理事務については、適正に処理されていた。

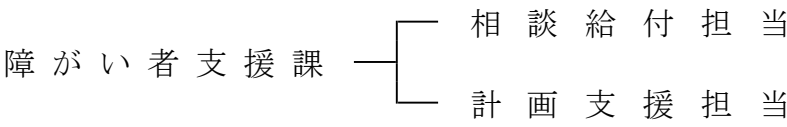
(ク) 歳入歳出外現金の出納に関する事務については、適正に処理されていた。

- (ケ) 一時借入金に関する事務については、適正に処理されていた。
- (コ) 指定金融機関の検査に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

- (ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (イ) 重要備品の管理に関する事務については、備品台帳と重要備品現在数報告書（令和5年度末）とを照合した結果、数量は符合した。
- (ウ) 共用物品の管理に関する事務については、物品払出請求書を基に、現品と共用物品払出表（会計課の記録）とを照合した結果、数量は符合した。

別 図 1 組織図（障がい者支援課）



別 表 1（障がい者支援課）

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年1月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B － C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
民 生 使 用 料	101,000	104,110	57,790	46,320	57.2	55.5
民生費国庫負担金	2,670,720,000	2,098,497,663	1,701,903,880	396,593,783	63.7	81.1
民生費国庫補助金	71,739,000	0	0	0	0.0	－
国 庫 支 出 金 民 生 費 委 託 金	750,000	842,400	0	842,400	0.0	0.0
民生費県負担金	1,291,816,000	0	0	0	0.0	－
民生費県補助金	79,074,000	25,162,374	2,000,000	23,162,374	2.5	7.9
県 支 出 金 民 生 費 委 託 金	17,000	25,000	0	25,000	0.0	0.0
財 産 貸 付 収 入	961,000	962,222	0	962,222	0.0	0.0
雑 入	2,141,000	6,176,776	274,366	5,902,410	12.8	4.4
民 生 債	9,500,000	0	0	0	0.0	－
合 計	4,126,819,000	2,131,770,545	1,704,236,036	427,534,509	41.3	79.9

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A－C 予 算 残 額	C／A	C／B
社 会 福 祉 総 務 費	269,000	110,004	103,404	165,596	38.4	94.0
障 が い 者 福 祉 費	4,899,404,000	4,245,611,088	3,796,440,067	1,102,963,933	77.5	89.4
障がい者福祉施設費	46,938,000	43,555,198	43,555,198	3,382,802	92.8	100.0
児 童 福 祉 総 務 費	775,575,000	638,031,960	574,282,972	201,292,028	74.0	90.0
合 計	5,722,186,000	4,927,308,250	4,414,381,641	1,307,804,359	77.1	89.6

別 図 2 組織図（会計課）

会 計 課 ―― 出 納 担 当

別 表 2（会計課）

令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年1月末日現在）

歳 入				(単位：円・パーセント)		
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B ― C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
市 預 金 利 子	0	1,587,945	1,587,945	0	－	100.0
雑 入	192,000	5,060	5,060	0	2.6	100.0
合 計	192,000	1,593,005	1,593,005	0	829.7	100.0

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A－C 予 算 残 額	C／A	C／B
一 般 管 理 費	3,243,000	1,745,012	1,662,512	1,580,488	51.3	95.3
会 計 管 理 費	21,908,000	10,459,821	10,090,276	11,817,724	46.1	96.5
利 子	1,500,000	0	0	1,500,000	0.0	－
合 計	26,651,000	12,204,833	11,752,788	14,898,212	44.1	96.3